

静岡県こども・若者意見提案実現プロジェクト実施要項

1 実施目的

静岡県（以下「県」という。）は、こども・若者の意見を県の施策に反映させるため、こども・若者等が提案者となる「こども・若者意見提案実現プロジェクト」を実施する。

2 プロジェクト概要

こども・若者等から提案を募集し、発表会形式で審査と表彰を行う。優秀な提案の一部について県が事業化する。

(1) 応募・審査の流れ

- ア 提案したいテーマを3(1)から選択
- イ 選んだテーマについて、着目した課題と解決につながる提案を検討
- ウ 提案書にまとめて提出し、プロジェクトへ応募
募集期間：令和7年5月28日(水)～7月25日(金)
- エ 書類審査
- オ 発表会・表彰式（令和7年9月13日(土)）
- カ 事業化する提案の検討
- キ 事業実施・結果の公表

(2) スケジュールイメージ

令和7年度										
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	★提案募集 5/28～7/25	★書類審査		★発表会・表彰式 9/13	★事業化する提案の検討	★事業実施 9月末～翌2月末				

3 募集する提案

(1) 募集する提案

以下に定めるテーマから1つを選び、こども・若者独自の視点で課題を特定し、その解決方法について自由な発想で考えた提案を募集する。

テーマ1：未来に希望を持てる静岡県にするための提案

テーマ2：子育てしやすい静岡県にするための提案

(2) 募集する提案から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集する提案から除外するものとし、応募があった場合も審査対象としない。

- ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- ウ 募集テーマから明らかに逸脱しているもの

- エ 公序良俗に反するもの
- オ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- カ 提案方法によらずに提案されたもの
- キ 知的財産権を侵害するもの
- ク 非現実的な内容を含んだ実現不可能なもの
- ケ 提案者が既に実施している若しくは過去に実施したもの

4 提案者となることができる者

個人部門にあつては、(1)(2)及び(4)の要件を満たす者、団体部門にあつては(3)(4)を満たす団体を対象とする。なお、個人部門にあつては、構成員全員が要件を満たしている場合は、学校・クラス又はグループ単位でも提案者となることができる。

- (1) 提案日の属する年度の4月1日時点で満6歳以上、満29歳以下の者
- (2) 提案日時点で県内に住所を有する者又は県内へ通勤・通学している者
- (3) 県内で活動する団体、企業、NPO、施設で「ふじさんっこ応援隊」の登録団体
- (4) 応募した提案や提案者の氏名、発表会等で撮影した画像等の公表に同意する者

5 提案方法

提案者は、原則、募集期間中に、別紙「こども・若者意見提案実現プロジェクト 提案書」に必要な事項を記載した上で、メール又は郵送で静岡県こども政策課に提出することにより提案を行う。

6 審査方法等

(1) 審査の評価項目

提案内容の審査は、次のアからオまでの項目に着目して実施する。

- ア 着眼点…こども・若者独自の視点が含まれた提案か
- イ 独自性…ユニークなアイデアや創意工夫がある提案か
- ウ 有効性…テーマにおけるニーズや課題の解決に対し、効果的・効率的な提案か
- エ 発展性…提案内容を深めたり広げたりすることで、より大きな効果が期待できるか
- オ 実現性…実現のための方法や手順が具体的に考えられているか

(2) 書類審査

県において応募された提案を書類審査し、発表会対象提案を選定する。各部門ごとの選定は下表のとおりとする。

部 門		件 数	選定基準
個人部門	小学生部門	各部門 最大3件	6(1)の項目に基づき、書類審査の総合点数が上位3つの提案
	中高生部門		
	若者部門		
団体部門		最大5件	6(1)の項目に基づき、書類審査の総合点数が上位5つの提案

(3) 事前投票

書類審査により選定された提案を対象に、「こえのもりしずおか」及び「静岡県こども・若者施策推進本部」を構成する幹事課による事前投票を発表会開催までに実施する。

(4) 発表会（プレゼンテーション審査）

書類審査により選定された提案を対象に 2 (1) オの日程で発表会を開催し、提案内容及びプレゼンテーション内容を審査委員が 6 (1) により評価する。

(5) 表彰

6 (2) から (4) までの総合的な審査により、応募された提案から最優秀賞を選定し、それ以外を優秀賞として表彰及び副賞を贈呈する。

区分	部 門		件 数	副 賞
最優秀賞	個人部門	小学生部門	各部門 最大 1 件	商品券 3 万円分
		中高生部門		
		若者部門		
	団体部門		最大 2 件	
優秀賞	個人部門	小学生部門	各部門 最大 2 件	商品券 1 万円分
		中高生部門		
		若者部門		
	団体部門		最大 3 件	

(6) その他

提案内容の審査経過や審査結果等に対する個別の回答は行わない。

7 結果の公表

6 (2) 及び (4) の結果は、県ホームページと「こえのもりしずおか」上で公表する。

8 提案の事業化

最優秀賞を受賞した提案のうち、最大 4 件を県が選定し、提案者を含めて予算（合計 200 万円）の範囲内で事業化の調整を行う。なお、団体部門の提案を事業化する場合、原則として県と提案団体が委託契約を結び、事業化するものとする。

9 権利の帰属

本事業において提案されたものに係る権利は、全て県に帰属するものとする。なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

10 個人情報の取扱い

本事業により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年

法第 57 号) その他所要の規定に基づき、適切に処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。